

『生徒指導の在り方』指導の一考察

— 教職課程履修学生からの声を基にした6年間のまとめ —

西 聰¹・白山 雅彦²

1 はじめに

教師にとって、生徒の成長を保障するためには、学習指導と生徒指導はどちらも重要な業務・仕事であり、車の両輪と同様、教師はその両方の指導力を身に付ける必要がある。学習指導と生徒指導は教師にとって必要な専門性であり、備えておかなければいけない重要な指導力である。

生徒が日々の学校生活で過ごす時間の中心は授業であり、授業が授業として成立するには、前提として生徒の授業に向かう姿勢が確立していることである。学習活動は生徒と良好な関係の中で授業規律が保たれていることが必要であり、その意味で、生徒指導は学習指導を成立させるために重要な役割を担っている。

文部科学省による生徒指導の定義や機能については後述するが、本学における教職課程を履修している学生は、生徒指導の意義やその必要性をある程度認識していることがわかった。その一方で、学生の中には中学校や高校に在籍していた時に、自分あるいは他の生徒が生徒指導の場面で教員から想像もできないような（予期しないような）言動を受けたり、見聞きしたりした影響から、生徒指導の在り方に対して嫌悪感（疑問）を抱いていることがわかった。

中学生高校生の時にそうした嫌悪感や疑問を抱いた場合には、教員の指導に従いたくないとか、その教員の指導は受けたくない、ひどい場合には教員個人への抵抗感や反発心を持ち、さらには学校への不満という形にまで拡大する場合もあることもわかった。

こうした学生からの経験談を講義中に客観的な立場として聞いても、学校の教員がそのような言動で指導してもよいのか、と思うことは確かにあった。さらには、それらが教員が行う生徒指導としてはたして適切、妥当なのかと思わせられたこと也有った。

教職課程を履修している学生も教員免許状を取得しいずれは教壇に立つことを考えると、生徒に対して嫌悪感を与えること、指導の在り方に疑問を抱かせたりするような生徒指導では、生徒に抵抗感や反発心などを抱かせ、生徒指導の目的が達成できなくなる方向へと生徒を動かしてしまいかねないのではないかと危惧する。そのため、『生徒・進路指導論』の講義を中心に教職課程において、生徒指導の目的や意義を理解し、どのような生徒指導がなされるようであればよいか、について考えさせるような指導の在り方を考察することにした。

2 方 法

2015～2020年の6年間に、教職課程の必修科目『生徒・進路指導論』の講義を通じて合計246人の学生から得られた様々な情報を基にしながら、「高校生の時に衝撃を受けた生徒指導に嫌悪感を覚えた指導事例」と、その逆に「高校生の時に生徒指導で感動した指導事例」を取り上げ、それらについて学生に協議させ、生徒指導の在り方について考えを深めてもらった。

また、2020年には、大学入学後に教職課程を履修する1年生が第1セメスターで学ぶ、教育の基礎的理解に関する科目の一つである『教師

¹秋田県立大学総合科学教育研究センター特任教授

²秋田県立大学非常勤講師

論』の中で生徒指導について取り上げ、高校を卒業して間もない時期にある学生に、高校在学時における生徒指導の印象について意見を出し合ってもらった。

これらをまとめて考察した。

3 生徒指導の意義と教員としての留意について

(1) 生徒指導の意義と課題等について

i 『生徒指導提要』（2010年文部科学省）には、「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導はすべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習活動と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。」と生徒指導の意義が示されている。さらに、「各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。」と学校の教育課程における位置付けを示して、指導する教員に対する意識付けをしている。

ii 学習指導要領にも、生徒指導に関する規定があり、生徒指導の課題も示されている。高等学校学習指導要領（2018年3月）では、総則において、生徒の発達を支える指導の充実のために、教育課程の編成及び実施に当たって配慮する事項として「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る

こと」と生徒指導の方向付けがなされている。

さらに学習指導要領解説総則編（2018年7月）では生徒指導の充実について、「生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸張を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである」とし、「単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない」と指摘している。また、学校教育において生徒指導は「学習指導と並んで重要な意義をもつ」ものとして、学習活動と関連付けながら充実を図ることの必要性を示している。

生徒指導を進めていくための基盤は「生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ること」であると示し、生徒理解においては「生徒を多面的・総合的に理解していくこと」が重要であり、そこにはホームルーム（以下、HR）担任に加えて学年部教師、教科担任、部活動等の顧問、養護教諭などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことを求め、「生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切」であると説いている。

また、学校教育は「集団での活動や生活を基本とするもの」であり、HR や学校での生徒相互の人間関係の在り方が生徒の健全な成長と深く関わっていることから、「好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる HR や学校の教育的環境を形成すること」が重要であるとしている。

以上のことから高等学校における生徒指導については「自らの行動を選択し、決定していくことのできる主体を育成する」とともに、「将来の社会生活の中で自己実現を果たすことができる能力や態度の育成を目指さなければならない」とし、教育機能としての生徒指導は「教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならない」と、「特別活動における HR 活動などは生徒指導のための中核的な時間となる」と考えられるが、「あくまでも学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が

発揮できるようにすることが大切」であると説き、教育課程の編成に当たっての配慮の必要性を示している。

更には、学習指導について、教師は「指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫改善を図り、日ごろの学習指導を一層充実させることが大切」であるとし、生徒にとってわかる喜びや学ぶ意義を実感できるような授業をするために、学習指導のたゆまぬ改善を求めている。(pp.147-148)

(2) 生徒指導上教員が留意すべきこと

『生徒指導提要』には、教員が生徒指導を行う上での留意事項がいくつも示されている。教員を目指す学生が生徒指導力を身に付けようとするためには認識しておかなければならないことばかりである。今一度ここでそれらについて概要を確認する。

- 生徒指導を進めていく上でその基盤となるのは児童生徒理解の深化を図ることである。
- 児童生徒はそれぞれ違った能力や適性、興味や関心等を持っており、また、生育環境も将来の進路希望等も異なることから、教員は児童生徒理解においては多面的・総合的に理解していくことが重要である。
- 学級担任・HR 担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、他教員との連携も含めて広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。
- 思春期の場合には、子どもから大人への急激な成長の変化を遂げる時期であり、様々な不安や悩みを経験しながら自分自身を見つけていく。これに加えて進学等による生活環境の変化を受けている中学生・高校生の不安や悩みにも目を向け、児童生徒の内面に対する共感的理解を持って生徒理解を深めることが大切である。そのためには教員は、児童生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤であると言える。
- その信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと児童生徒と共に歩む教員の姿勢、授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導、児童生徒の特性や状況に応じ

た的確な指導、不正や反社会的行動に対する毅然とした指導などを通じて形成されていくものである。

- この信頼関係をもとに、児童生徒の自己開示も進み、教員の児童生徒理解も一層深まっていくことになる。
- 生徒指導は教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域において機能することが求められている。そしてそれは教育課程内にとどまらず、休み時間や放課後に行われる個別的な指導や、学業不振な児童生徒のための補充指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。
- 2004（平成16）年度の厚生労働省が調査した「子どもが現在持っている不安や悩み」に関して、「不安や悩みがある」子どもの割合は全体の67.4%と増加傾向にあり、その中でも「自分の勉強や進路について」の不安や悩みを抱える子どもは50.0%と最も高くなっている。こうしたことから生徒指導は、一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の成立や、一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫ある学習指導が、一層必要性を増してきている。
- そのための指導では、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3つの視点に留意する必要がある。
- 一人一人の児童生徒のよさや興味関心を生かした指導や、児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさに学び合う場を工夫した指導、一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題の設定や学び方について自ら選択する場を工夫した指導など、様々な工夫をすることが考えられる。
- こうした指導を行うことは、児童生徒の自己肯定感を高めることやコミュニケーションの成立、よりよい人間関係の構築などにつながる。
- しかし児童生徒の一人一人は、その能力に

おいても適性においても千差万別である。到達水準をどのように定めたとしても、何らかの意味で学習上の不適応を起こす児童生徒が出てくる。

○このような学習上の不適応から児童生徒を救うためには、「わかる授業」の推進や児童生徒の関心意欲を引き出し主体的に学べるよう指導上の工夫をするなど教育課程実施上の改善措置を図ることが不可欠である。

○児童生徒一人一人の持つ様々な学習上の悩みや問題の相談に温かく応じ、その能力や適性、さらには家庭の状況などについての理解に努めることが重要である。そして、現在の学習上の不適応原因をつぶさに分析し、一人一人の事情に即した指導方針を打ち出して、適切な指導を行うことが求められている。

○学校の教室は、ある面から見れば、個々の児童生徒の欲求と集団や社会からの要請とがぶつかり合う場である。児童生徒が「したい」と考えた行動がそのまま行わせても構わないことであれば、取り立てて指導することはない。しかしそうでない場合には、それを制止したり規制したり、個々の欲求を調整したりする必要が出てくる。時には、その行動を適切なものに修正させる必要も出てくるだろう。そのような一連の指導が教育の営みの大きな部分を占めているのである。

○その時々の行動を規制することが教育の目的ではない。また適切なやり方を教え、児童生徒の行動が修正されていればそれで教育の目的が達成されたと考えるわけにもいかない。児童生徒の行動が集団や社会の要請に従うものであれば、それで教育の役目は果たしたと考えるわけにはいかないからである。

○問題ある行動をその時点で正すことにとどまらず、児童生徒自らがその行動の適否について判断し、その結果、そうした行動を自ら進んで行わなくなるというように、児童生徒の内面に変化が生じるようにすることが教育の本来の目的である。

○形だけの指導や叱責・罰則などによって問

題となる行動が抑制されているという状態にとどまっているだけでは、十分な教育を行ったとは言えない。あくまでも児童生徒が、自らの欲求を大切にしつつ、社会との調和を図りながら、自らの人格の完成を自ら求め、自己実現を図っていけるような資質や能力を育んでいくことが、教育に課せられた大きな課題である。生徒指導が、そうした教育活動において中心的な役割を果たしている。

○児童生徒に求められるのは、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などの「確かな学力」や、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、逞しく生きるための「健康・体力」などの「生きる力」を身に付けることである。

○自らの人格の完成を自ら希求する児童生徒を育てるための方法として、教員が「与える」「導く」「型にはめる」などの方法を用いたのでは、自発性や自主性を強要することになりかねず、本来の意味での自発性や自主性を育むことはできない。

○児童生徒が自分から進んで学び、自分で自分を指導していく力、自分から問題を発見し、自分で解決しようとする力、自己学習力や自己指導能力、課題発見力や課題解決力というものが育つ指導を行っていくことが望まれる。

○生徒指導の領域で用いられやすい一つの方法は、賞罰によって行動を促したり、抑制したりする方法である。しかし、これが自立性を育む考えとは馴染まないものである。いわゆる他律的な指導が常態化したり、他律的な指導なしには持続しなかったりという状況があるとすれば問題である。児童生徒自身の意欲や意志が十分に育っていないからである。

○児童生徒が主体的に取り組めるような場や機会を工夫することが必要である。また、問題となるような行動は控えるようになるというような場や機会を設定することも必要である。

- 教員が主導して、役割からシナリオまで準備し、児童生徒はそのとおりに演じていくだけ、という場や機会の与え方ではなく、児童生徒が自発性や自主性を發揮しながら主体的に取り組める場や機会を提供することが重要である。
- 教員が介入し過ぎることは、児童生徒の成長・発達の機会を奪うことになるが、児童生徒の考えた内容が不適切な場合には助言を行っていくことをためらう必要はない。また、そのまま進めていくと危険が予想される場合や、様々な不都合が生じることが予想される場合、明らかに失敗することが予想される場合など、教員が介入することは必要である。
- 教員が児童生徒を励ましたり評価したりする場合には、出来映えそのものの評価以上に、その取組の姿勢、彼らの自発性や自主性、自立性や主体性に対する励ましや評価を中心に行うことが必要である。
- 生徒指導は一人一人の児童生徒の生きる力を伸ばすための働きかけだが、個別に児童生徒を理解することを基本として、集団を通していかに一人一人の児童生徒の成長を図るかということがすべての教員に求められている。
- 各教員の性格や指導方法・技術は一様ではないが、学校の教育目標や建学の精神など、学校集団として目指している方向性についての確認や共通理解がなければ、教員間の指導にも差が表れ、それが児童生徒の不信感につながり、ひいては教育効果も期待できないものとなる。
- あらゆる場面で、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解及び信頼し、そして集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくることが大切である。そのために指導的な立場にある教員は、一人一人の児童生徒が、①安心して生活できる、②個性を發揮できる、③自己決定の機会を持てる、④集団に貢献できる役割を持つ、⑤達成感・成就感を持つことができる、⑥集団の存在感を發揮できる、⑦他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける、⑧自己肯

定感・自己有用感を培うことができる、⑨自己実現の喜びを味わうことができる、ことを基盤とした集団づくりの工夫が必要である。

- 学校生活に適応できない児童生徒の増加は、社会問題の一つと言える。特に深刻な問題行動や悩みを抱え、なおかつその悩みに対するストレスに適切に対処できないような特別に支援を必要とする児童生徒に対しては、学校は課題解決に焦点を当てた個別指導及び支援をする必要がある。
- 個別指導を効果的に進めるためには、日常の学校生活を通して、児童生徒と教員の信頼関係をつくるように努めることが大切であり、信頼関係は教員の児童生徒に対する日ごろの接し方や言動によって作られるものである。(pp.1-20)

4-1 『教師論』履修学生の生徒指導に関するイメージについて

2020年度第1セメスターで『教師論』を履修した学生に対し、生徒指導について取り上げ、グループ協議の中で生徒指導に関するイメージについて意見を出し合ってもらった。グループ編成は秋田キャンパス生物資源科学部42名を9グループに、本荘キャンパスシステム科学技術学部は28名を6グループとした。

協議題は次の3題である。

Q1：高校時代を思い出し、「生徒指導」とはどういうものか、何のために行われると思うか。

Q2：「生徒指導」を行うのはどのような先生か。

Q3：「生徒指導」の対象となる生徒はどのような生徒か

以上の協議題について、グループ協議で述べられたことを集約すると次のようになった。

【Q1への回答】

- ①全体指導的イメージ
 - ・人間育成のため（35%）（※数値は全回答に占める割合。以下同じ）
 - 主な回答として「生徒自身が社会に出て適応して生活できるようにするために行うも

の」、「社会に出る前に、学校生活において先生からの助言によって、自立心を確立させるため」、「教育目標や生徒が何になりたいかの自己実現や、社会に出た時の生き抜くすべを教えるため」が挙げられた。

- ・規律ある生活（17%）、問題行動の未然防止（13%）

主な回答として「決められたルールを守り、集団行動を行えるような規律のある人になるようにするため」、「集団社会での雰囲気や風紀を乱さないようにするため。指導により人としての道を踏み外さないようにする」、「生活習慣や、長期休暇や学校行事などで問題が起こらないように細かく指導する」、「非行に走らないようにするもの」。

- ・生活サポート（11%）、学習サポート（7%）、進路サポート（4%）

主な回答として「家庭環境やいじめなどの日常生活面での生徒の不安を取り除くためにも行われる」、「生徒が学校で生活しやすい環境を作ること、効率のいい学習ができるようにサポートすること、生徒が規律ある生活をするため」、「学校生活において友人関係や勉強面に関して教員が生徒をサポートする場」。

②特定生徒への指導的イメージ

- ・問題行動生徒への指導（13%）

主な回答として「生徒が間違った言動を行い、それを発見した場合に生徒に対して反省を促し、考えを改めさせるもの。それにより生徒ないしは学校全体の規律が正される」「生徒の失態や過ちに対して行う生活指導。社会に出たときの過ちを起こさないための指導」。

【Q 2への回答】

- ・学年主任（17%）
- ・学級担任（17%）
- ・生徒指導担当教員（14%）
- ・全教員（10%）
- ・体育教員（7%）
- ・厳しめの教員（3%）
- ・進路担当教員、養護教諭、教頭（9%）
- ・その他（22%）：指導経験が豊富な教員、常識・判断力がある教員、生徒からの信頼

がある教員、生徒指導の意義が理解できている教員、自分の考えを生徒に言え、厳しいながらも優しく生徒と関りを持ち、手を差し伸べられる教員など。

【Q 3への回答】

- ・問題行動を起こした当該生徒（36%）
- ・全校生徒（24%）
- ・素行、生活に問題がありそうな生徒（21%）
- ・悩みを抱える生徒（7%）
- ・進路に問題がありそうな生徒（4%）
- ・成績不振生徒（4%）
- ・不登校生徒（4%）

Q 1～Q 3 の協議題については以上のような回答であった。これらの回答から、高校在学中の記憶がまだ温かいと思われる時期にある学生の、生徒指導についての印象をまとめた。

第1に、生徒指導についての捉え方であるが、最も多かったのが生徒の人としての成長を促す指導（いわゆる第1次支援とされる指導）（35%）であった。次に多かったのは問題行動の未然防止といった予防的な指導（いわゆる第2次支援）（30%）であった。一方で、問題行動を起こした生徒などへの課題解決的な指導（いわゆる第3次支援）と回答したのは13%と少なかった。なお、生活面や学習面、進路指導へのサポートについて（22%）は第1次支援と第2次支援にまたがるものとして判断し、区別した。

第2に、生徒指導を担当する教員についてであるが、学年主任や学級担任など生徒の日常に深く関わる教員を挙げたのが34%、全教員としたのが10%であった。一方で、生徒指導主事等生徒指導担当の教員と回答したのは14%と少なかった。体育教員や厳しめの教員としたのが10%あり、在籍していた高校の実態だと考えられる。他方、その他としたが、指導経験が豊富な教員など特定の分掌組織の教員を指すのではなく広く捉えているのが22%と5分の1に達した。

第3に、生徒指導の対象となる生徒については、最も回答が多かったのが問題行動を起こした当該生徒（36%）であり、次いで全校生徒（24%）、素行、生活に問題がありそうな生徒（21%）と続いた。また、様々な悩みや進路及

び学習面と、不登校等個人的にサポートを必要とする生徒と捉えたのが合わせて19%あった。

以上のことから、単年度の分析ではあるが、学生の捉え方として、

①生徒指導は問題行動生徒への対症療法的指導

　というより、人としての成長を促す指導と考えている学生が多い

②生徒指導を行うのは生徒の日常に深く関わる学年主任や学級担任などの教員を挙げた学生が多い

③生徒指導の対象となる生徒については、問題行動を起こした生徒と素行や生活に問題がありそうな生徒とした学生が57%に達したことがわかった。

このグループ協議は『教師論』において生徒指導を取り扱った回で、解説をする前の講義の始めに行った。協議前、生徒指導は問題行動を起こした生徒に対し、その行動を戒めるため、担当教員が厳しく指導する、といったイメージを抱いている学生が少なくないのでないかと予想していたが、『生徒指導提要』の示す生徒指導の目的や機能に近い回答が多くあった。

4-2 『生徒・進路指導論』履修学生の生徒指導に関するイメージについて

6年間で『生徒・進路指導論』を履修した学生は、秋田キャンパスの生物資源科学部で137人、本荘キャンパスのシステム科学技術学部で109人の合計246人だった。その学生達には毎年、「生徒指導という言葉からどのようなことを連想するか」という問い合わせをしてきた。学生達がどんなイメージを抱いているか、その回答を次の3グループにまとめた。複数回答のため全回答数に占める各グループの概ねの割合を示した。

①全体指導的イメージグループ（約40%）

「いろいろ意味のある指導」と答えた学生が36.1%いた。その中身は「学校生活をよりよくするための日常の生活指導」が最も多く、次いで「社会で通用するための指導」「問題行動を起こさない、事故を起こさないための指導」「校則などに沿った厳しい指導」などが続いた。次に多かったのは「服装・整容などの検査」で

16.7%だった。その他には、「校則やいじめなどの違反の取締り」、「管理・統一すること」、「注意喚起」がいずれも8.3%、「教育活動」、「集会」、「監視や補導」がいずれも5.6%、「相談」、「体罰」が2.8%であった。

②特定生徒への指導的イメージグループ（約35%）

「校則違反をした生徒、問題行動を起こした生徒への指導」が50.0%で、次いで「校則違反をした生徒や問題行動を起こした生徒を正しい方向に導く指導」が41.7%、残りは「進路相談」や「生徒の悩みに対するカウンセリング」だった。

③嫌なイメージグループ（約25%）

ここでは表現で使われている言葉別にまとめてみた。「厳しい指導」24.0%、「恐怖・怖い」20.0%、「理不尽」16.6%、「嫌悪感」12.0%、「体育教師」8.0%、以下「体罰」「怒鳴り声」「怒り」「不信」「拒否反応」となっていた。

学生が生徒指導に対して抱いているイメージは、生徒のために行われている意味のある教育的指導や教育活動という面は理解しつつも、一方では意味はあるかもしれないが指導の在り方には嫌悪感や恐怖、疑問を抱いたり、不信や怒りを覚えたりしている学生が25%もいることがわかった。

5 『生徒・進路指導論』履修学生の生徒指導にまつわるエピソード

①衝撃的エピソードについて

様々なエピソードが紹介されたが、内容からは「教員や学校への不信感が募る指導」、「理不尽さを強く感じる指導」、「差別扱い、不平等な指導」、「指導の在り方への疑問」、「恐怖を感じる指導」などが挙げられた。

教員は、児童生徒と信頼関係を築くことが生徒指導を進める上での基盤であると前述してきたが、ここでエピソードをみる限り信頼関係を破棄するような実態や、教師主導で生徒の頭を抑え込む指導、規制をかけて必要以上に生徒を叱責したり脅したり、中には体罰という違法行為をしたりしている実態がまだまだ多くのことがわかった。

次にその中からいくつかのエピソードを紹介する。

○A 群：教師の体罰への不信

- A-1 中学校の英語の授業中にふざけて「I don't like English」を数人で何度も言ったら、教員にある特定の生徒一人が胸ぐらを掴まれて廊下まで引きずられ、壁に押し付けられ暴言を吐かれた。
- A-2 中学校時代に授業中に飴を舐めていた生徒が男性教員に廊下で押し倒され、馬乗りになって怒鳴られた。
- A-3 窓に座ったり窓の縁に立ったりしていた生徒を担任が怒鳴り、胸ぐらを掴み壁にぶつけるなどかなり激しい叱り方をした。
- A-4 部活動の仲間の生徒が他の部員の前で顧問の先生に厳しく指導されていたが、殴らなくてもいいのではないかと思った。
- A-5 問題を起こした友人が生徒指導室に呼ばれて事情聴取を受けた際に体罰を受けたと言っていたが、なぜ体罰が発生するのだろうか。
- A-6 数学の授業中に寝ていたら「なぜ授業中に寝るのか」と聞かれたので「聞いてもわからないから」と言ったら、「やらないからできないんだ」と言って殴られた。
- A-7 いたずらで黒板消しを戸に仕掛けた生徒が担任に怒鳴られてビンタをはられた。その後に指導室に連れていかれて指導を受けた。

○B 群：教師の行きすぎた言動への不信

- B-1 授業中に調子に乗って騒いだ生徒に対して怒った先生が、机や椅子を廊下に投げ飛ばしながらわめいて激怒した。
- B-2 体育の授業前にその先生の前を通ったときに男子生徒が挨拶をしなかったということでものすごい剣幕で怒鳴られた。
- B-3 クラスでいじめがあり、担任と学年主任、生徒指導担当の先生に一人ずつ別室で事情聴取された。主犯格の生徒の時は、大きな物音や怒鳴り声が廊下まで響いてきていた。
- B-4 下校時にガムを噛んでいた友人がある

先生に注意された。その翌日に自分もそのことでその先生に呼び出され、お前は校内でもガムを噛んでいるのではないかとしつこく尋問されガチギレされた。

B-5 文化祭の準備期間にクラス内の担当者同士でトラぶった時に、担任の好き嫌いで自分が一方的に責任を取らされて理不尽だと感じた。

B-6 中学時代にバレンタインで持ち込み禁止物を持ち込んでいたことが教員に伝わり学年集会の場で謝罪させられたあと、別室で2～3時間説教された。

B-7 頭髪整容検査に基準はあるが最終的に先生のさじ加減や機嫌によって、あるいは顎頭している生徒かどうかによって決まるに理不尽さを感じた。

○C 群：教師の管理や心ない指導への不信

- C-1 生徒個人の恋愛感情まで介入。下宿に行って男子生徒に「あの子のことは諦めなさい」と説得していたことがあり、そこまでするのかと思った。
- C-2 SNSなどの個人情報に対して学校の先生にある生徒が指導された時、そこまで管理するのかと驚いた。
- C-3 高1の時の担任に面談で将来の夢を話したら、全く無理だと言って否定されたことがショックだった。具体的なアドバイスをしてほしかった。
- C-4 風邪が流行っていたので母が買ってきてくれた薄いピンクのマスクをつけて登校したらマスクの色を注意された。翌日からつけてくるなと言われた。理由が納得いかない曖昧なものだった。

いずれも教師側に理由はあるにしても、このエピソードを教員の立場として聞いた学生達は、「なぜそうした言動になるの?」「えっ、そこまでやらなければいけなかったの」「どうしてそうなるの?」といった感想を述べている。教員を目指す学生から見てもやり過ぎ、行き過ぎ、不適切などと考えたものばかりであったようだ。こうした経験談を共有した学生達には、どうしたらこうした指導が行われるのか、どうしたらこうした指導がなくなるのかについてグループ討議させたが、いずれの年にも出されたのは、

「教員の冷静沈着な態度の必要性」、「生徒のためを思うのであれば感情的になる必要はない」、「生徒理解を大切にすることが大切」、「時間をかけて指導することの必要性」、「生徒との信頼関係を大切にするならあり得ない」、「眞の教育者であればやらないこと」などであった。

②感動的エピソードについて（順不同）

こちらについてもいろいろなエピソードが出てきたが、「怖いイメージの先生が実は優しかった」「先生って生徒のためにここまでやるの」「生徒の知らないところでいろいろ生徒のためにやってくれているんだ」といった思いのエピソードが大半であった。

その背景には、すべての教員が生徒指導を行わなければならない立場であることを学ぶ中で、「生徒指導を行う教員は頑固で一方的で、そして怖い存在」という強い固定観念が生徒の時に作り上げられていたことがある。他方で「先生は優しく、生徒のために真剣に考えてくれたり、取り組んでくれたりする存在」という尊敬の念や憧れを持っている場合もある。学校生活をしてきた中において、実は多くの先生方は生徒のために親身になって接してくれている場面を経験したり場面に遭遇したりして、期待どおりと安堵する場合もあれば、驚くとともに怖いというような固定観念に変化する場合もあるのではないかと思われる。

次に、いくつかのエピソードを紹介する。

- 部活内でスマホ使用の校則違反者がいた時に、顧問の先生が全部員を集めて指導した。その後卒業まで部内で校則違反者は出なかった。当事者だけの指導でよいと思っていたが、校則違反を個人の問題とせず、周辺の生徒にも注意喚起することの意味を知った。
- 自分が入院した時に担任も見舞いに来てくれた。励ましの言葉や各教科の先生方からの資料等も頂いた。退院後も先生方から温かい眼差しと言葉をもらい、先生達がいろいろ心配して寄り添ってくれたことに感謝した。

○高1の時に不登校だった女子生徒に担任が寄り添っていたため、徐々に登校できるようになり、高2には通常に近い学校生活を送ることができるようになった。そうした

ことを見ていた自分は、先生達の支えがいかに大切であるかを実感した。

○高3の時に軽い場面緘默になり特定の授業での発言が難しくなった。担任に相談したところ親身になって話を聴いてくれ、私の考え方や個性を尊重してくれた。それで自分をさらに理解することができ、無事卒業まで漕ぎ続けることができた。

○高2の時に素行がよくなかった自分がトラブった時に、担任が自分のことに配慮しつつ親身になっていろいろ対処してくれたことが信じられなかった。その姿を見て自分を変えなければならないと思った。

○いつも怖くて厳しい自分の苦手な国語の先生が、校外模試の結果が悪くてへこんでいた自分に、優しく慰めの言葉をかけてくれたほかに、国語の勉強の仕方を教えてくれたので驚くとともに感謝した。

○ある時の面談で担任から、あなたには良いところが沢山あるからもっと自分に自信を持ちなさいと言われ、それまで気付かなかつた自分を知ることができたし、その後少し自信が持てるようになった。

○友人である部活のメンバーとトラブった時に、相手の親から連絡が入り生徒指導部の先生に呼ばれた。てっきり怒られると思っていたが、自分の話しを親身になって聴いてくれ「相手の親のことは心配するな」と言って、自分達生徒同士の解決に力を貸してくれた。その先生のおかげで友人と和解できた。

○高1の時に停学になった男子生徒が、部の顧問であり担任の先生から「何があってもお前のことは絶対に見捨てない。再びこんなことをしないためにも指導する」と言って卒業までしっかり面倒を見ていたことが忘れない。

○高3の受験期に、担任でも副担任でもなかつた先生が、すごく熱心に進路相談にのってくれた。その先生は自分のクラスがあるのに私の相談にのってくれたことがとても嬉しく、今も感謝している。

6 『生徒・進路指導論』履修学生の生徒指導に対するイメージの変化

「高校時代まで、生徒指導は問題行動を起こした生徒や校則違反した生徒のために行われる指導だと思っていた」、「生徒指導は、点検・検査や監視、あるいは注意とか説教とかネガティブなイメージのものだった」というような考えを持っていたと答えた学生が48.3%もいた。これらに加えて生徒の時に怖い、あるいは理不尽、不信などの感情を抱いていた学生も多かった。

ところが、『生徒・進路指導論』の講義を経て、学生の生徒指導に対する考え方方が大きく変化していることがわかった。以下にそうした声を例示する。

○例示1：生徒指導イコール問題を起こした生徒に行うものという認識が大きかったが、講義を通して、生徒指導は問題を起こした生徒に限らず、問題を受けた生徒の指導にも関わっているものであり、社会や学校生活への適応、人間関係の育成など幅広い領域において指導がなされていることを知った。

○例示2：生徒指導は、生徒の問題行動や進路相談などについての対応しかないと思っていたが、講義を受けてからは、多面的に生徒に寄り添うものであること、教員一人で行うのではなく、学校全体で取り組んでいくものだとわかった。

○例示3：生徒指導は主に校則違反や問題行動に対する指導を行うと思っていたが、受講後には、生徒への幅広い指導を行うことがわかった。一人一人異なる生徒の個性や特性に合わせて適切に指導するべきものであると思った。

○例示4：問題や悩みを抱えている生徒のみに行われているものだと思っていたが、全校生徒が対象であり、その一人一人に寄り添うことが重要だとわかった。生徒の言動などの表面的なことを指導するのではなく、その根幹に何があったかなどを考えながら根気強く行う必要があると考えた。

○例示5：問題や悩みなどを抱える生徒だけに行われるものではなく、すべての生徒に

行われるものだと理解できた。固く厳しいという印象から柔軟なものという印象に変化した。初期段階で予防や指導をすることが大切であり、そのために普段から生徒をよく観察し、コミュニケーションを取り、生徒理解に努め、一人一人に対応した適切な指導をすることが大切だと認識した。

○例示6：生徒指導は生徒のためのものであり、生徒が指導されてよかったと思える指導であればよいと思った。生徒が指導されたことに対して納得し、生徒がそれをその後の人生に活かせる指導を追求すべきと考えた。

○例示7：生徒が問題を起こさないように監視したり、起こした場合に指導したりするというイメージだった。教師はそのためには生徒の心のケアや問題が起きた時の対処についても考えておかなければならず、進路相談にしても親身になって対応出来なければならないとわかった。生徒が安心して頼れる存在であるために、教師は日ごろから他の教員と連携したり、自分を高めたりする必要があると思った。

○例示8：生徒全員が対象となり、これから社会を生き抜くために必要な能力を育成するために必要なものであることがわかった。全生徒を見守り、それぞれの生徒に合った指導をしていくことが大切だと思った。一人一人に目を向けることは学校生活や社会生活で生き生きと過ごせるための方法として必要だと理解した。

○例示9：講義を受けて、生徒の自由を規制するというイメージから、生徒を守り、資質・能力を高めるために重要な指導というイメージに変化した。生徒指導は、生徒にとって正しく、生徒の意見に寄り添った指導から可能性を教員とともに探り、教員とともに成長することができるものであればよいと考えた。

○例示10：生徒指導はネガティブなイメージだったが、講義を受けてからは、生徒の個性を引き出し、生徒を守り、大切に育てていくというポジティブなイメージに変わった。生徒に対して生徒指導はみんなを守る

ためにあるということを伝え、教師と生徒が同じ認識を持つ必要があると感じた。生徒の将来をよりよいものにしていくために、芽を摘み取らないように教師は常に生徒の側に立って見守っていかなければならないと考えた。

7　まとめと考察

以上により、学生が中学生や高校生の時に生徒指導に対して抱いていたイメージが、『生徒・進路指導論』の講義後に大きく変化したことを受け、教職課程での生徒指導の在り方指導には、次のようなことに留意して指導する必要があると考えられる。

(1) 生徒指導の意義、目的の理解

まずは生徒指導の意義や目的を理解させたい。

教育基本法第1条に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目的があり、第2条には豊かな情操を培い健やかな身体を養うこと、自主自律の精神や勤労の精神を養うこと、公共の精神に基づき主体的な社会の形成者となることなど、5つの具体的な教育の目標が示されている。生徒指導はこのような教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ。

『生徒指導提要』では、生徒指導を「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸張を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目的として行われる教育活動」と定義し、さらに、その目標を「児童生徒一人一人の健全な成長を促し、児童生徒が自ら、現在及び将来における自己実現を図っていくための、自己指導能力の育成をめざす」と置いている。

学校においては、課題解決的な生徒指導に偏りがちな現実があるが、対象生徒への個別対応ばかりではなく、上記目標を踏まえ、すべての生徒を対象とした開発的・予防的生徒指導を重視し、生徒一人一人の個性や能力を生かして自己存在感や感動、成長を促す生徒指導をする必

要がある。

(2) 自己指導能力の育成

生徒指導は個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものであり、自己指導能力は「児童生徒が個人として自己選択や自己決定を重ね、自己実現を図っていくことができるよう、自分で考え自分で判断し自分で実行する能力」を指す。自己指導能力の育成を図るために3つの機能として、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することがある。

日々の学習活動ではわかる授業を実践し生徒が意欲的に学習に取り組み教室の中に自分の居場所を確認できるようにしたい。生徒会行事等では役割を持たせ自分の思いを実現する機会を与えるよう教師が配慮することで「自己存在感」を与えるとともに、自己及び他者の個性を尊重し互いの立場になって考え方を認め合うような人間関係づくりを導くことで「共感的人間関係」を育成し、生徒が自分で考え工夫し選択したり自己の選択により責任感を感じることができるような機会を用意することで「自己決定」の場を与える。

(3) 学校の組織としての生徒指導

西岡、桶谷（2013）は生徒指導の領域を、①個人生活・行動に関する指導：基本的生活習慣、生活態度や行動、余暇の過ごし方等、②友人関係や対人技能・態度に関する指導：交友関係、人間関係の結び方や態度等、③学業生活に関する指導：学び方、教科科目の選択、入学・進級の際のオリエンテーション等、④進路に関する指導：自己理解と進路探求、進路の選択・決定、進路計画・進路相談等、⑤健康や安全に関する指導：心身の健康、体力増強、安全生活等、⑥集団への適応指導：学校生活、HRやクラブ等での活動等に分類しているが、このように、日常の学校生活には様々な場面で生徒とかかわる教育活動があり、教員が適切に指導や援助を行うことが生徒を育てていくことにつながる。指導には特に生徒指導部の教員が携わることもあるが、分掌にかかわらず横断的・組織的に対応

することが重要であり、すべての教員が指導できなければならないものという意識を高める必要がある。

(4) 特別活動との関わり

生徒指導のねらいである自己実現を図るための自己指導能力の育成は、特別活動の目標とも重なる。

HR 経営は、生徒理解に基づく教師と生徒との信頼関係や、生徒同士の信頼関係が重要であり、HR での自発的、自動的な活動が重要な意味をもつ。

広岡（2013）は、HR における話し合いは問題解決を促し、よりよい学校生活づくりに取り組む実践的機会になるとし、生徒全員で役割分担し、参加することは、自分の成長や他者理解を促進させ、また、諸問題を共に解決する場となる。その際教師は、生徒の活動を妨げることなく、できる限り援助する立場で関わることが重要であると指摘する。

生徒の自発的、自動的な活動として、自分たちできまりをつくって守る活動などが考えられる。学校には校則や生徒心得など集団生活において生徒指導上必要とされるルールなどがあり、それに対して反発を持つ生徒もいる。例えば校内におけるスマートフォンなどの携帯端末やSNS の節度ある使い方に関して、生徒自らが議論し、ルールをつくり、それを守る活動は、まさしく自発的、自動的な活動であり、このように集団の合意形成に主体的に関わり、その決定を尊重するという活動を通して、生徒の規範意識や社会性、社会的な実践力が育成されることが期待される。

学校行事は生徒の学校生活に変化を与え、学校生活をより豊かなものにする。また、学校行事では、HR を越えた接触や交流の機会が多く生じ、通常の HR 生活だけでは得られない、幅広い人間関係を経験することができる。すべての生徒が準備や運営に役割や分担をもち、協力して活動することにより、成就感や充足感を味わうことにつながる。教師は、生徒が自己の選択や判断に基づいて遂行する体験を重ねることができるように配慮するとともに、生徒の自主的な活動を側面からサポートし、その過程にお

いて様々な課題が生じたとしても、励まし、根気強く継続して指導し、生徒の主体性を伸ばしていくことが大切である。

(5) 生徒理解の深化

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのが生徒一人一人について生徒理解の深化を図ることである。生徒理解は、教科指導や生徒指導などすべての教育活動で教育実践の成果をあげるための大前提の一つである。

生徒は学校生活を送る上で、学習への取組方や進路希望、友人関係、親子関係、健康、部活動などで多少なりとも悩みを抱えるものである。また、自分の将来の生き方・在り方について考えるようにもなる。普段から生徒一人一人に目を向けよく観察するとともに、いろいろな場面でコミュニケーションを取り、生徒理解に努めたい。必要に応じて面談の機会を持ち、生徒の個性や特性を踏まえ、進路相談に応じたり、学習の進め方についてアドバイスしたりして適切な解決策を見出していけるよう支援したい。

日ごろから HR 担任始め、教科担任、学年部教員、部活動顧問など広い範囲で教員が、授業や休み時間、放課後、清掃、生徒会活動、学校行事、部活動等々、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる機会に、一人一人の言葉に受容的な態度で耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢が重要である。

(6) 学習活動における生徒指導

生徒の学校生活の中心は授業であり、その授業が理解できずわからない授業が展開されたのでは生徒にとって苦痛以外の何物でもない。授業がわからないことから関心が学校生活に向かず、怠学や問題行動に向かうケースがみられる。教師にとって一人一人に楽しい授業・魅力ある授業を展開することは教師の基本中の基本であり、最も大切なことである。教師にはわかる授業や、生徒の関心・意欲を引き出し、主体的に学べるよう学習指導上の工夫が求められる。

授業は最良の生徒指導の場であると言われる。教室の雰囲気や基本的な学習態度を維持する職の指導により、学習場面への適応を図る生徒指導を心掛けるとともに、授業のねらい達成に向

けた創意工夫ある授業展開により、意欲的な学習を促し、教科・科目のねらいの達成や進路につながる、授業を通じた生徒指導を実践することも求められる。

教師は生徒一人一人を深く理解し、授業の中でそれぞれのよさや得意分野を積極的に生かすようにし、授業の場で生徒が活躍する場をつくりたい。一斉学習やグループ学習の場では、一人で学ぶだけではなく、協働で学び合い、それが深い学びにつながる場をつくりたい。自分と異なる友達の見方や考えなどを認めたりすることは、生徒が互いに学び合う人間関係を醸成することにもつながる。体験的な活動や作業的な活動、実験や実習を伴う学習、問題解決的な学習などで、話し合いや討論、共同作業、グループ学習など協力し合う場を用意し、生徒が主体的に取り組む学習活動、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」を積極的に取り入れる必要がある。

以上、教職課程での生徒指導の在り方指導として留意して指導する必要があるポイントを述べてきた。

生徒指導は、問題行動への対応といった限定的な指導にとどまるものではなく、学校における日々の授業を基本としつつ、学校のあらゆる教育活動の中で、すべての生徒に対して第1次支援である「成長を促す指導」として、生徒理解をしながら集団指導や個別指導を通じて自己指導能力等の育成を図ることが基本である。

暴言や暴力など児童生徒に恐怖心を抱かせるような脅しや威嚇する生徒指導は今も学校現場で後を絶たない現状がある。残念ながら体罰という違法行為も行われている実態がある。こうした指導からは教育的効果は上がるはずもない。そうした指導の犠牲になる児童生徒のことを思うといたたまれない。

学校の教員をめざす学生には、教職課程を通じて常に児童生徒の人権・人格を尊重し、個性の伸張を図るという基本姿勢を身に付ける指導が必要と考える。

参考文献

- 広岡義之編 (2013). 「教育実践に役立つ生徒指導・進路指導論 『生徒指導提要』に触れつつ」京都：あいり出版, pp.18-22
- 文部科学省 (2010). 「生徒指導提要」東京：教育図書
- 文部科学省 (2018). 「高等学校学習指導要領」京都：東山書房
- 文部科学省 (2018). 「高等学校学習指導要領解説総則編」東京：東洋館出版社
- 文部科学省 (2018). 「高等学校学習指導要領解説特別活動編」東京：東京書籍
- 西岡正子・桶谷守 (2013). 「生涯学習時代の生徒指導・キャリア教育」東京：教育出版, pp.6-8